

(農業者等のみなさまへ)

## 東京ゴールドの自家増殖等許諾手続きについて

公益財団法人東京都農林水産振興財団

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）と生産者が共同で育成したキウイフルーツの登録品種「東京ゴールド」の自家増殖等（※）については、許諾手続きが必要です。許諾料は無償ですが、農業者が新たに接ぎ木、挿し木等による自家増殖等をする場合は別紙により申請をしてください。

なお、令和2年に一部改正された種苗法の趣旨をご理解のうえ、自家増殖等に当たっては遵守事項を守っていただくようお願いいたします。東京都産農産物あるいは国産農産物としてのブランド価値を守り、都内及び国内の生産者が品種のメリットを最大限享受できるよう、ご協力をお願いします。

また、本品種は果樹（木本性植物）であり、ひとたび海外流出がおこれば違法な収穫物が安定的かつ長期的に生産されるリスクがあることもご理解ください。

※「自家増殖等」とは、自家増殖（農業者が正当に入手した種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用すること）に加え農業者が品種の親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を自己の農業経営において更に種苗として利用することを含むものとします。

### 【遵守事項】

- (1) 自家増殖等により得た当該品種の種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- (2) 当該品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- (3) 自家増殖等により得た種苗は適切に管理し、当該品種の品質を損なわないこと。
- (4) 自家増殖等により得た種苗のうち自己の経営に用いなかった種苗は、遅滞なく処分すること。また、剪定枝は確実に廃棄処分すること。
- (5) 自家増殖等に関する財団又は共同育成者権者の調査に協力すること。

### 【特記事項】

- (1) 許諾期間は当該年度の許諾通知到着日から年度末（3月31日）までとなります。
- (2) 後日、財団から許諾承認の通知を送ります。
- (3) 登録いただいた個人情報、当財団の「個人情報保護要綱」に基づき、自家増殖等許諾に関わる管理に利用いたします。
- (4) 登録いただいた個人情報は、共同育成者権者と共有いたします。

(別紙)

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 宛

東京ゴールドの自家増殖等許諾を下記のとおり申請します。

なお、申請者は、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しません。

記

**【遵守事項】**

- (1) 自家増殖等により得た当該品種の種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- (2) 当該品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- (3) 自家増殖等により得た種苗は適切に管理し、当該品種の品質を損なわないこと。
- (4) 自家増殖等により得た種苗のうち自己の経営に用いなかった種苗は、遅滞なく処分すること。また、剪定枝は確実に廃棄処分すること。
- (5) 自家増殖等に関する財団又は共同育成者権者の調査に協力すること。

1 上記事項を遵守します

2 個人、団体の別（○をつける）  個人  団体

※団体には、2経営体以上の個人も含まれます。

3 2で団体の場合、構成員数 \_\_\_\_\_

4 郵便番号、住所 \_\_\_\_\_

5 氏名（団体の場合は代表者職・氏名） \_\_\_\_\_

6 電話番号 \_\_\_\_\_

7 メールアドレス（あれば） \_\_\_\_\_

8 接ぎ木・挿し木等による自家増殖等の本数 \_\_\_\_\_

※結着の有無にかかわらず、年度内に接ぎ木・挿し木等による自家増殖等を行う本数を記載してください。

9 主な圃場所在地 \_\_\_\_\_